

明石市医師会訪問看護事業運営規程

平成 7 年 9 月 1 日 制定

平成 13 年 12 月 21 日 改正

平成 15 年 4 月 1 日 改正

平成 24 年 4 月 1 日 改正

平成 27 年 5 月 1 日 改正

平成 30 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改定

(事業の目的)

第 1 条 この事業は、健康保険法及び介護保険法に基づく訪問看護の事業として、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、保健、医療、福祉、及び介護サービスの密接な連携のもとに、在宅療養者を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行い、もって在宅医療支援を推進するとともに、療養生活を支援することを目的とする。

(訪問看護ステーションの設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。

(位置及び名称)

第 3 条 ステーションの位置及び名称は次のとおりとする。

- (1) 位置 明石市大久保町八木 743 番 33 明石市医師会医療福祉会館内
- (2) 名称 明石市医師会訪問看護ステーション

(運営方法)

第 4 条 訪問看護の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉・介護サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2 この事業の運営管理に関する事項については、明石市医師会会長が委嘱した者によって構成する委員会において検討する。

(事業の内容)

第 5 条 在宅で療養中の者に、医療・保健・福祉・介護の連携した総合的なサービスの一環として、主治医の指導、指示のもとに訪問看護者を派遣し在宅療養支援を行う。

2 看護教育に貢献する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 ステーションは次の職員で構成する。

- (1) 管理者 保健師又は看護師 常勤 1 名
- (2) 訪問看護者 保健師又は看護師 常勤換算法 2.5 名以上
リーダー保健師又は看護師 常勤 1 名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 必要に応じて配置

2 職員は次の職務を行う。

- (1) 管理者
 - ① 主治医との連絡調整

- ② 訪問看護者の管理
- ③ 訪問看護者の知識、技術の質を保持向上するための指導
- ④ 療養者の状況把握とサービスの査定
- ⑤ 療養者の看護方針、手順の作成
- ⑥ 療養者の記録保存、管理
- ⑦ 関係機関との連絡調整
- ⑧ 事業計画、事業報告の作成
- ⑨ 設備、備品等の衛生維持及び管理
- ⑩ 訪問看護
- ⑪ 管理事務処理および経理処理
- ⑫ その他

(2) 訪問看護者

- ① 療養者の状況把握とサービスの査定の協力
- ② 訪問看護計画書の作成及び訪問看護の実施
- ③ 訪問看護報告書の作成
- ④ 訪問看護実施内容の記録及び報告
- ⑤ 主治医との連絡
- ⑥ 管理者への報告
- ⑦ 知識、技術の質の保持向上のための研修、講習会への参加
- ⑧ その他
- ⑨ リーダーは、①から⑧のほか、管理者の補佐、療養者の把握等を行う。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) リハビリテーション
- (5) 終末期看護及び死後の処置
- (6) カテーテル等の医療器具の管理
- (7) 褥瘡の予防、処置
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) その他、医師の指示による医療処置

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日より1月4日までと国民の祝日は除く。
- (2) 営業時間は午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(実施地域)

第9条 訪問看護の実施地域は、明石市内とする。

(利用対象者)

第 10 条 訪問看護を受けることができる者は、疾病・負傷等により、家庭において寝たきり、又はこれに準ずる状態にある者であって、主治医が必要と認めた者とする。

(利用申込方法)

第 11 条 訪問看護を受けようとする者又はその家族は、かかりつけの医師（主治医）に「訪問看護指示書」を依頼し、ステーションへ申し込む。

2 前項の利用申込みを受理したときは、速やかに主治医の「訪問看護指示書」に基づき「訪問看護計画書」を作成し訪問を開始する。

3 介護保険法による訪問看護の利用に際しては、居宅介護支援事業者との連絡を図る。

(利用料金)

第 12 条 利用料は、基本利用料及びその他の利用料とし、利用者から徴収する。

2 利用料の額は、次の通りとする。

(1) 健康保険法の基本利用料 法定額 その他の利用料 別表 1 に定める額

(2) 介護保険法の基本利用料 法定額 その他の利用料 別表 2 に定める額

(緊急時における対応方法)

第 13 条 訪問看護を行っているときに、療養者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行い指示を受けるものとする。なお、やむを得ない時は救急車の出動を要請するものとする。

2 訪問看護者は、前項についてしかるべき処置をした後、速やかに主治医及び管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 14 条 訪問看護者等は、訪問看護の提供により事故が発生した場合は、家族、主治医、担当の居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問看護者等は、前項の事故の状況および事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

(苦情対応)

第 15 条 ステーションは、療養者からの苦情相談に対する窓口を設置し、苦情に対し、誠実に対応する。

2 ステーションは、苦情相談の内容について記録する。

(守秘義務)

第 16 条 この事業に携わる者は、その業務上知り得た療養者およびその家族についての個人情報について適正な管理を行うとともに、不正な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(衛生管理)

第 17 条 衛生管理対応は次の通りとする。

(1) 標準予防策、手指衛生、個人防護具の使用を基本とする。

(2) 訪問看護者の健康状態の管理として、定期的な健康診断、日常の体調を把握し、体調不良時は早めの休息などの対処を行う。

(3) ステーションの備品、備蓄などの衛生的管理に努める。

(4) ステーションにおける感染症の予防およびまん延予防のための指針を整備する
(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について訪問看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント防止)

第19条 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨を明確化し、職員に周知徹底を図る。
- (2) 相談に対応する担当者を定め、職員に周知する。

(記録の整備、保管)

第20条 ステーションには、次の帳簿類を整備、保管しておかなければならない。

(1) 管理に関する記録

- ① 事業日誌
- ② 勤務割表
- ③ 月間又は年間の事業計画表及び事業実施表
- ④ その他必要な記録書

(2) 訪問看護業務に関する記録

- ① 訪問看護指示書
- ② 訪問看護計画書
- ③ 訪問看護報告書
- ④ 訪問看護情報提供書
- ⑤ 訪問看護記録書
- ⑥ その他必要な記録書

2 前項に定める帳簿は、5年間保存する。

(訪問看護師の給与)

第21条 常勤職員の給与は、明石市医師会職員給与規程による。非常勤職員については、別に定める。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は明石市医師会会長が別に定める。

(規程の改廃)

第23条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 13 年 12 月 21 日から施行する。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

その他の利用料

種 別	内 容	利 用 料
交通費	1) 市内 ステーションより 1 km の距離内	無料
	1 km を超える地域 (営業時間内)	200 円 + 消費税 / 1 回
	1 km を超える地域 (営業時間外)	500 円 + 消費税 / 1 回
	2) その他の地域	交通機関利用の場合の実費額
差額費用	営業時間内で 90 分を超えた訪問看護	1,500 円 / 30 分
	営業時間外で 90 分を超えた訪問看護	2,000 円 / 30 分
	土日祝日、12/29～1/4 の訪問看護	3,000 円 / 1 回
	土日祝日、12/29～1/4 の 90 分を超えた訪問看護	2,000 円 / 30 分
緊急時の 交通費・差額費用	上記の交通費及び差額費用を適用する。	
死後の処置料	15,000 円 + 消費税	

別表 2

その他の利用料

種 別	内 容	利 用 料
交通費	明石市以外の訪問	交通機関利用の場合の実費額
死後の処置料	15,000 円 + 消費税	